

事業優先順位		2	細事業:都市計画管理事業					整理番号	03		
目的		都市計画法等の運用にかかる関係業務処理、市民サービスの向上									
目標		国土法・公拡法関係業務、各種調査業務、他課案件の都市計画審議会庶務、都市施設明示、各種証明発行、不動産にかかる土地利用規制情報の提供、生産緑地地区追加・買取申出等に関する事務等を適正に行う。									
事業実施主体		直営	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	国土利用計画法 公有地の拡大の推進に関する法律 生産緑地法					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較
	事業費(決算額)(千円)		1,351	932	419		総コスト(千円)		58,159	60,718	-2,559
	財源内訳	一般財源	1,350	931	419		内訳	事業費	1,351	932	419
		国府支出金	0	0	0			人件費	5,490	7,935	-2,445
		地方債	0	0	0			公債費	51,318	51,851	-533
		証明手数料	1	1	0			一人あたり(円)	521	538	-17
			0					世帯あたり(円)	1,231	1,288	-57
			0					職員数(人)	0.72	1.00	-0.28
							再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00	
	今後の方向性	法に基づき適正に処理する。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	河内長野市民						
	A	A	A								

市街化調整区域における地域活性化策

上原・高向地区まちづくり勉強会



細事業：都市計画管理事業

1. 国土利用計画法並びに公有地の拡大の推進に関する法律による届出

(1) 国土利用計画法による届出

一定面積以上の土地の売買等について、次のとおり届出があった。

市街化区域（2,000㎡以上）	7件
市街化調整区域（5,000㎡以上）	0件
合 計	7件

(2) 公有地の拡大の推進に関する法律による届出等

都市計画施設区域内の土地所有者が一定面積以上の土地を有償で譲渡する場合は、あらかじめ届け出ることが義務付けられている。また、地方公共団体に買取を希望する申し出を行うことができるものとなっているが、今年度は届出・申出がなかった。

届 出	0件
申 出	0件
合 計	0件

2. 都市計画施設等の明示並びに各種証明書の発行

(1) 都市計画施設等の明示

都市計画法第53条許可申請等のため、次のとおり都市計画施設等を明示した。

都市計画施設	1件
用途地域界	1件
合 計	2件

(2) 各種証明の発行

相続税等納税猶予特例適用のための証明書等を次のとおり発行した。

相続税等納税猶予の特例適用	2件
市街化区域・市街化調整区域等	2件
合 計	4件

※国土利用計画法による届出

※公有地の拡大の推進に関する法律による届出